

御殿場市防災ベッド設置費用補助金交付要綱

平成29年1月4日

告示第3号

(趣旨)

第1条 市長は、地震による木造住宅の倒壊から市民の安全を確保するため、防災ベッドを設置する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、御殿場市補助金交付規則（昭和30年御殿場市規則第12号）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 木造住宅 次の全てに該当する木造の住宅をいう。

ア 昭和56年5月31日以前に建築されたもの及び同日において工事中であったもの

イ 耐震診断（静岡県プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業費補助金交付要綱（平成18年4月3日付け住安第2号）の規定に基づき地震に対する安全性を評価することをいう。）により算定された耐震評点（以下「耐震診断結果」という。）が1.0未満のもの

ウ 地階を除く階数が2以下のもの

エ 御殿場市プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業費補助金交付要綱（平成28年御殿場市告示第50号）の規定による木造住宅耐震補強助成事業に係る補助金の交付を受けていないもの

(2) 防災ベッド 地震による住宅の倒壊から生命を守るために開発されたベッドで、平成14年度に静岡県が開発したものをいう。

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる費用は、木造住宅に居住する者が、防災ベッドの設置（以下「補助事業」という。）に要する費用（購入、輸送、組立及び附属品に係る費用を含む。）とする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、市内の木造住宅に自ら居住する者（市税を滞納していない者に限る。）とする。

(補助額)

第5条 補助額は、第3条に規定する費用の5分の4の額とし、防災ベッド1台当たり20万円を限度とする。この場合において、補助額に1,000円未満の端数がある

ときはこれを切り捨てるものとし、同一の木造住宅にあつては防災ベッド2台を限度とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、御殿場市防災ベッド設置費用補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、あらかじめ市長に提出しなければならない。

- (1) 耐震診断結果を証する書類の写し
- (2) 市税を滞納していないことを証する書類
- (3) 補助事業に係る見積書の写し
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 市長は、前条に規定する申請があつた場合は、その内容を審査し、相当と認めるときは、御殿場市防災ベッド設置費用補助金交付決定通知書（様式第2号。以下「交付決定通知書」という。）により当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定する際に、次に掲げる事項を交付の条件として付するものとする。

- (1) 防災ベッドは、第6条の規定による交付の申請に係る木造住宅の1階に設置しなければならないこと。
- (2) 前項の規定により交付の決定を受けた補助事業の内容を変更し、又は中止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業が当該年度内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならないこと。
- (4) 補助金の交付を受けて設置した防災ベッドは、市長の承認を受けないで補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
- (5) 市長の承認を受けて防災ベッドを処分することにより収入があつた場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。
- (6) 補助金の交付を受けて設置した防災ベッドは、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理しなければならないこと。

(変更等の申請)

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた申請者（以下「補助決定者」という。）は、同条第2項第2号の承認を受けようとするときは、御殿場市防災ベッド設置費用補助金変更（中止）承認申請書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 交付決定通知書の写し
- (2) 変更の内容が分かる書類（変更の場合に限る。）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（実績の報告等）

第9条 補助決定者は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定があった日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、御殿場市防災ベッド設置費用補助金実績報告書兼請求書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業の完了を確認できる写真
- (2) 補助事業に係る領収書の写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項に規定する実績の報告があったときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、御殿場市防災ベッド設置費用補助金交付額確定通知書（様式第5号）により当該補助決定者に通知するものとする。

（交付の決定の取消し等）

第10条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定及び確定を取り消し、若しくは停止し、補助金の額を減額し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。ただし、市長がやむを得ない事情があると認める場合はこの限りでない。

- (1) 偽りその他不正な行為により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
- (2) この要綱の規定に基づく指示に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不適當であると認める事由が生じたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定及び確定を取り消し、若しくは停止し、補助金の額を減額し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることを決定したときは、その旨を補助決定者に通知するものとする。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。

（準備行為）

2 この告示を施行するために必要な準備行為は、この告示の施行前においても行うことができる。

附 則（平成29年7月27日告示第227号）

この告示は、公示の日から施行する。

様式第 1 号（第 6 条関係）

御殿場市防災ベッド設置費用補助金交付申請書

年 月 日

御殿場市長 様

申請者 住 所
氏 名 印
電話番号

防災ベッド設置費用補助金の交付を受けたいので、御殿場市防災ベッド設置費用補助金交付要綱第 6 条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 交付申請額 円

2 関係書類

- (1) 耐震診断結果を証する書類の写し
- (2) 市税を滞納していないことを証する書類
- (3) 防災ベッドの設置に係る見積書の写し
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

様式第 2 号（第 7 条関係）

第 号
年 月 日

様

御殿場市長

印

御殿場市防災ベッド設置費用補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった防災ベッド設置費用補助金について、
次のとおり決定したので、御殿場市防災ベッド設置費用補助金交付要綱第 7 条の規
定により通知します。

1 交付決定額 円

2 交付の条件

様式第3号（第8条関係）

御殿場市防災ベッド設置費用補助金変更（中止）承認申請書

年 月 日

御殿場市長 様

申請者 住 所
氏 名 印
電話番号

年 月 日付け 第 号により交付の決定を受けた防災ベッド設置費用補助金を変更（中止）したいので、御殿場市防災ベッド設置費用補助金交付要綱第8条の規定により次のとおり申請します。

1 変更（中止）の理由

2 変更申請額 円

3 添付書類

- (1) 交付決定通知書の写し
- (2) 変更の内容が分かる書類（変更の場合に限る。）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

様式第4号（第9条関係）

御殿場市防災ベッド設置費用補助金実績報告書兼請求書

年 月 日

御殿場市長 様

申請者 住 所
氏 名 印
電話番号

年 月 日付け 第 号により交付の決定を受けた防災ベッドの設置が完了したので、御殿場市防災ベッド設置費用補助金交付要綱第9条第1項の規定により次のとおり関係書類を添えて報告します。

添付書類

- (1) 防災ベッドの設置を確認できる写真
- (2) 防災ベッドの設置に係る領収書の写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

振込先

金融機関名	銀行 金庫 農協	本店 支店 出張所
預金種目	普通・当座	
口座番号		
フリガナ		
口座名義人		

様式第5号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

御殿場市長

印

御殿場市防災ベッド設置費用補助金交付額確定通知書

年 月 日付け 第 号により交付を決定した防災
ベッド設置費用補助金について、次のとおり交付額を確定したので、御殿場市
防災ベッド設置費用補助金交付要綱第9条第2項の規定により通知します。

交付確定額

円